（一）　第一百五號　（木曜日）　京城新報　明治四十一年三月十九日

京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月前金[illegible]●三ヶ月前金[illegible]▲六ヶ月前金[illegible]▲郵税一ヶ月[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 二月十八日
發行編輯兼印刷人 山下[illegible]
發行所 京城新報社 京城西署西小門通 電話六六三番

●浪居閑話（一）

冷生

友あり來つて所謂古今東西の史を論じ、興亡の跡を尋ね縱横捭闔にして去る、徐ろに枕邊の筺底を探りて一書を得たり、是を開くに黃石公秘傳の素書なり、内の數篇多少現下の問題に近接するものあるを以て所感を記して貴社に投す、採擇は今の闕する所にあらず

素書

素書は漢の張良沒後約五百年晉代に於て張良の墓を發く者あり、石棺の内其枕に蓋し黃石公の與ふる所なる可し、是を素書と謂ふ、世に黃石公六韜三略を張良に傳ふと云ふものは誤りなり

以明示下者闇

遵義章第五

以明示下者闇。自明なりと信じて、下に示す者は其闇きを掃はするものなり、例之ば統監伊藤公の如く、我は維新の元勳にして、憲法の制定者なり、明治時代の功績は皆乃公の爲す處にして、世上幾多の功績を有する者は勿論、憲政史上、より以上の勳績を有する者あるに拘はらず、悉く之を度外に置いて、已獨り自ら恃みて、東洋の天地は乃公の手腕によるものの如く、亦按排するものなり、以て、本國爲政者より統監と擁て上げられ、統監の椅子に就き、韓國より太子太師皇族待遇の好餌を以て待遇せられて、持ち上げられて、御山の大將やがて上にし、殆んど狂的動作に近き現狀に獨り其氣餒を吐いて、迂愚を以て、知言を入に求むるは恰も門を閉て人の入るを欲するが如し、殊に今の韓國の如き官吏社會に於ては長官の意を迎ふる事これ其本能なれ、利害得失を標準として、國家の幸福を計り、以て自家の主張を貫徹せんとするが如きは、到底望む可らざる事なるを以て、下情に通せざる以來より其所、忽ち謨道に滿つるも、已獨り治國の道を得たりと爲す、是れ所謂、不虚心不知事の反對にして、却て自ら明なる事を以て、下に臨む故に、却て闇愚の誹を受く可きを戒めたるものなり

尚本文の適例は、韓國の太皇帝に於て、最も其適切なる事を知らるゝなり、陛下は、登極の初めより、各種の事變に遭遇せらる

る事夥しく、内は朋黨相排擠して、各種の悲劇を演する、枚擧に暇あらず、外は列强の壓迫を受けて、心ならずも各種の要求に應じ、世界の大戰に關する波及を受くる一再ならず、日夜仲々として、國事に軫念せられ、天賦の聰明は砥礪琢磨して益々聰明となり、十三道の天地亦陛下の右に出づる政治家なく、臣僚又陛下の叡智に畏縮して、國家の事は陛下の任なりと、悟然卵を陛下に嫁して、私利を計るに汲々せらる、茲に於てか、臣僚の眼中國家なく、宗廟なく、唯政權の爭位を爭ふに腐心して、朋黨相比周し、昨の斷金は、今の仇敵となり、朝に杯酒を酌むの交友は、夕に劍を構へて殺傷す、此間に於ける機微の消息は、陛下の最も通曉せらるゝ所にして、巧に之を操縱し、之を離間し、之を援引し、之を陷擠し、以て勢力の一に歸して累の陛下に及ぶを拒き、四拾餘年の寶祚を踐み玉ふ、實に偉なりと云ふ可し

陛下の妙腕は、外交術に於ても、亦内治に活用せられたる如く、實に巧智の妙を極む淸國の威を此國に加ふるや、陽に淸國に聽從し、陰に日本に通じて、淸國を控制せしめ、日本の勢力膨脹して大權威を以て、此國に臨むや、陛下は面從して其言を容れ、密に露國に許して、日本の亡滅を謀る、其他、或は佛と謂ひ、或は米と謂ひ、凡そ陛下の腦裏に浮ぶの列强を翻弄して、敵を以て敵を制し、毒を以て毒に勝つの手段を講せらるゝ奸猾驚く可きものあるなり、如斯叡明聖智の陛下にして、海牙の密使事件を釀成して、終に讓位の不得已に至りたるものは、陛下の明にして、臣僚の暗なる、事々に陛下の明を受け、陛下は亦已れの明を以て下に示し、因襲茲に至りて拔く可らず遂に現在の狀態に推移して、二千年前の確言を現實にしたるものなり、噫

●韓國經濟狀態の概況（續）

農學士 村上又二郎

右の表に於て示せるが如く、其超過額の最も少なきは三十年の百〇八萬圓にして最も多額なる三十八年の三千百九十六萬圓なり而して大抵二三百萬圓より五六百萬圓の超過額なり、三十六年は其の前年に比して約三倍、三十七年は其の前年の半以上の超過にして、更らに三十八年は一層の超過を示せり、而して此等の輸出入差額の依りて生じたる所以に就いては、先きに一般貿易の一の理由に存せるを以て今重ねて贅せず、要するに斯くの如く輸入一方に偏せり、然らば此の輸入の超過を償ふ處のものは如何、即ち韓國の金銀地金及び其他貨幣の輸出入額に於て、毎年輸出の超過をなせることを以て之を償ふものと見るべし、即ち左表の如し

年次	金銀其他貨幣輸出（萬圓單位）	同上輸入（萬圓單位）	同上輸出超過（萬圓單位）
明治二十六年	一〇九	五〇	五八
同二十七年	一四二	九〇	五二
同二十八年	二七一	二一六	五六
同二十九年	一八二	一〇六	七七
同三十年	三四六	二九五	五〇
同三十一年	四九〇	一〇〇	三九〇
同三十二年	四七六	一三三	三四四
同三十三年	五六〇	二一一	三五〇
同三十四年	六〇八	二四五	三六三
同三十五年	六五〇	二三〇	四二〇
同三十六年	五四六	—	—
同三十七年	五〇一	—	—
同三十八年	五二一	—	—

右表の中にて三十六、七、八の三年度の輸出は地金のみにして貨幣を含まず又其輸入の數に不審の點あるを以て其出入の差額を計算する能はざるも他日之を補ふ處あるべし思ふに其輸出額輸入額を超過せるものあらむ、然らば更らに此等地金及貨幣の主なる輸出先きは如何にして其價額は果して幾何なるや最近十ヶ年間に於ける地金の輸出別額は左の如し

年次	支那へ輸出價額	日本へ輸出價額	合計
二十九年	八〇三、九六八	五八七、四四四	一、三九〇、四一二
三十年	九四七、五三六	一、〇八六、五四三	二、〇三四、〇七九
三十一年	一、一九三、五八八	一、一八三、一三七	二、三七五、七二五
三十二年	二、〇四九、四七七	八八三、九〇五	二、九三三、三八二
三十三年	三、〇六五、三八〇	五六七、六七〇	三、六三三、〇五〇
三十四年	四、八五七、二〇一	一三六、一五〇	四、九九三、三五一
三十五年	五、〇〇四、三〇一	五九、八〇五	五、〇六四、一〇六
三十六年	五、四三六、一八七	二一〇	五、四三六、三九七
三十七年	四、九九八、六四六	一〇、九五〇	五、〇〇九、五九六
三十八年	五、二〇五、〇〇五	一八、〇〇〇	五、二二六、八〇五

右の統計は統監府内事課報告の韓國より外國に輸出したる地金（貨幣を含まず）の最近十ヶ年間に於ける主なる國別表により加ふるに其統計を基礎として余の計算したる輸出主要國即ち日本及び清國に對する百分比例を表示したるものなり、之によりて之を觀れば韓國よりの地金輸出の日清兩國への割合は恰かも正反對の現象を呈せるを見る即ち明治二十九年より同三十八年に至る十ヶ年間に於て其の大勢より云へば日本へ向つて輸出する割合の漸次增進するに從ひて淸國へ輸出する地金の割合は漸次減少せり而して此の反比例をなすの數字に表はれたる割合を以て說明すれば、則ち日本に對する割合は三十年の四六、五は最少にして、三十六年の一〇〇、〇〇は最高なりとす其の翌三十七年の九七、七八の如きも非常なる高率を示せるものにして其進步の趨勢は一目の下に瞭然たるものあるに反して、淸國に對する割合は二十九年より三十一年に至る初め三ヶ年間のみ四十より五十を示せるのみにして漸次減少して三十八年の〇、〇二の如き極少を示せるを見る況んや三十六年に於ける零率の現はれしものあるをや要するに韓國地金輸出に於ける日淸兩國の割合は我國の漸次增大せる者あるに反して其現象は恰かも日韓の國際的關係の漸次密接に赴くに反して淸韓の漸く相遠なるが如き大勢と相一致せるものあるが如し是れ最も注意を拂ふべき現象なり

●討伐隊逸話（一）

左は今般渡韓せる高橋侍從武官に對し步兵第四十七聯隊より呈出したる同聯隊討伐行動間の逸話なり

近藤隊の火賊討伐（上）

頃は明治四十年十一月韓國慶尙北道尙州金山開寧の三郡には火賊橫行して其害に遭ふもの甚だ多かりき抑も火賊とは武器を持ちたる凶賊にして常には良民に交りて村々に住み互に氣脈を通じて富豪の家を求めつゝ合しては數十の一團となり名を義兵に藉り軍用に供するとて金品を强奪し又は三々伍々各所に出沒して婦人を脅かし或は村長稅務官吏などを捕へて稅金を奪ひ應ぜざれば家を燒き人を殺し暴惡至らざるなきも村民は後難の身に及ばんことを恐れて敢て來り訴ふるものなく恨を呑んで危き日を送る實に王化潤はず其堵に安んずる能はざる此國の民草慣れにも又いとしされば隊長屢々討伐隊を出して之が撿擧に努むれども彼の暴徒の分子ともなるべき此火賊は我軍到れば良民の風を裝ひて村人の間に紛れ入り村人も亦秘して語らず殆んど捕ふべきすべもなかりき

茲に同年十二月九日尙州守備隊長步兵第四十七聯隊第一大隊長陸軍步兵少佐山田定直は第二中隊の特務曹長近藤健吾に兵卒四名を附し悉く身に韓服を纏ひ銃器は薦に包みて背に負はしめさて命じて曰く「汝等五名は今より火賊討伐に赴けよ先づ尙州郡玉山に至り賊を索めて適宜行動し十日間以內に尙州に歸營せよ寢食總て韓人に擬し苟も日本人たる鋒鋩を表はす勿れ辛苦誠に察するに餘あるも韓國良民の禍根を斷つ亦快ならずや往け余は遙に一行の成功を祈る」と命を受けたる變裝隊の五名元と九州の快男子身は韓人夫の出立ちも中に秘めたる大和魂雪かと欺く霜を踏み草木も眠る午前三時勇氣勃々守備隊の門を出でぬ通譯一名及密偵たる韓人四名も此一行に隨へ先づ玉山に達するや直ちに密偵を出して賊情を探めし中にて一名の賊を捕へ來りぬよりて通譯を介して取調べたるに明治四十年一月より火賊の群に入りて暴行せる由自白せしかば門出のさちよしと之が處分を終へ十二月十日早朝玉山を發し汝南に向ふ途中梧洞といふ村の韓人朴順加なるものは賊に强いられて金百圓を十二月十一日正午に金泉の北四里の地古道里山中にて渡すべき約を結びたりと聞き討伐隊は其日汝南に一泊し翌日午前五時朴順加を嚮導とし古道里山中に至り松林の中に潜みて賊の來るを待つほどに果せるかな銃器を持ちたる火賊十三名約せし金を受んとて松林さして急ぎ來りぬ待ち構へたる變裝隊は賊を近づけて俄に射擊を始めければ賊は六名の死體を殘し其他は二途に分れて逃げ出しぬ我はなほ遁さじと追ひ行けば賊の一部は登嶺といふ村に入れり近藤特務曹長は兵卒二名を伴ひ登嶺に至り家々を搜索せる時齡二十三四とも覺しき身の丈六尺餘りの大男身に棉布を着飾り一見紳士の風ある韓人出で來り藤本一等卒に向ひ韓語もて『何處に行くか』（オーデシンミンカ）と問ひければ一等卒も亦韓語にて『彼方へ去るものなり』（チョグカミタ）と答へたるも彼の擧動のあまりに怪しければ之を捕へんとせしに膂力勝れて强く剩へ一等卒の匿し持ちたる銃の上帶を握られて如何とするに由なく頻に格鬪中手の甲に咬みつかれ既に危き狀態に陷れるを見たる得丸一等卒は直ちに走せ來りて助勢したるも悔りき彼が膂力我の二人を對手に上を下へと組合ひ得丸一等卒も亦手に咬傷を受けゝれ二兵卒は傷負ひたる猪の如く益々猛りて戰ふ中近藤特務曹長も驅け來り遂に押へて刺殺せり又他の二兵卒は火賊朴斐同を生擒し來りしを以て此者に死體を見せしめしに深く嘆息して云ひけるやう嗚呼我先生は殪れたるかと實に此者は善山郡兩班（韓國名門）柳哲世なるものにして部下二十餘名を有し善山、金山、尙州の三郡に跨り暴行を擅にせる火賊の首領なりき誠によき獲物ありけるよと一同手を打ちて悅び合ひぬ

●二月中京城物價（續）

（京城日本人商業會議所調）

＜紙類の部

品名	單位	二月	一月
半紙 生漉改良二丸入上	〆	三八、五〇〇	三九、〇〇〇
同 同 中	同	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
同 同 下	同	三三、六〇〇	三三、五〇〇
美濃紙 改良一丸入上	個	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇
同 同 中	同	二八、〇〇〇	三〇、〇〇〇
同 同 下	同	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
洋紙（ゴロス四六判）	磅	一三五	一三五
神戶紙	同	一〇〇	〇九〇

△木材之部

品名	單位	二月	一月
杉大角（尺方角）	本	三、〇〇〇	二、五〇〇
松大角（同）	同	九、〇〇〇	九、〇〇〇
檜大角（同）	同	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
杉五寸角	同	二、〇〇〇	二、〇〇〇
杉四分板	坪	一、四〇〇	一、五〇〇
同六分板	同	一、七〇〇	一、七〇〇
松六分板	同	一、四〇〇	一、六〇〇
杉四寸（無節）	同	一、八〇〇	二、三〇〇
同（中ヌキ）	同	一、二七〇	一、二六〇
同（小ヌキ）	同	一、四〇〇	一、四〇〇
松二間（垂木）	本	一、六八〇	一、五〇〇
同丈（同）	同	一、三〇〇	一、三〇〇
同圓（同）	同	一、三〇〇	一、四〇〇

△ペイント類之部

品名	單位	二月	一月
ホワイトジンク油（廿八磅入）	鑵	六、五〇〇	六、五〇〇
ハバツク會社ボイル油（五瓩入）	同	九、八〇〇	九、八〇〇
ウキルキンソン會社ボイル油	同	品切	品切

小說

紊のみだれ（九十八）

永井櫻園

「ねね父さん、お前さんに隱して我任意したのは、私が重々惡いんだから、この通り謝罪ます、どうぞ堪忍して下さいね。」と兩手を突いて頭を低げ、

「いくら私が寄席に出られなくなつたからツて、大切な親を干乾に爲るやうな、那樣不幸は爲ないから、お前さんも私のやうな我任意娘を持つたが因果と斷念めてどうぞ腹も立たうけれど、私の相談に乘つて、左に右大川さんの方は、斯々だからツて師匠さんまで斷つて下さいな」勇五郎は、獨酌で先刻から自棄酒をガブリ〳〵呻つて居つたが、さらずとも憤怒は酒の力に一層顏に朱を注ぎ、

「ねゝ喧しいわい、默つて聞いて居りやあ宜い氣になつて、寄席に出られなくなつても、親を干乾には爲ないと、汪奴何の口で那樣を熱を吐きやがる、散々ばら苦勞して育て上げさせて、干乾になんかされて堪り小法師があるもんか、今一度吐して見ろ、其まゝに仕ちやあ置かないぞ。」と、虹の如き息を吐く、勇五郎の權幕が餘りに激しいので、有繫に決心して言出した淸之助も、殆ど困じ果て、

「れ養父さんのやうに、然う怒りづめに怒らないで、少しは相談に乘つて下すつても可いぢやありませんか、どうせ斯うなつたるより外爲方が無いんですもの。」

「うの始末爲なきやならないやうな事、誰が爲出來した、私を怒らせずに相談に乘つて貰はうと思ふなら、モウ少し氣の利いた情夫を持て、氣の利いた、山田なんて那歴青書生が何になる、顏が好くつてノツペリ爲くさつて、那[illegible]ば、それこそ私は[illegible]後には御飯の食[illegible]むだものを、何[illegible]れるもんか、親[illegible]の家へ嫁つて見[illegible]に働いて、出入[illegible]は、着たい着物[illegible]爲たいまゝの贅[illegible]ちやあない、こ[illegible]居樣と大切にさ[illegible]うと賣れまいと[illegible]一生安樂に送ら[illegible]貴樣の根性が碌でないばつかりに、一生安樂所の話所ぢやあない、商賣も出來なければ、日々の生活にも[illegible]やがる、それが[illegible]か、貴樣が異[illegible]の腹の小兒を[illegible]さうなければ貴樣が何と言つたつて、許す事は能ない。」と、非道な餅を出す、淸之助は[illegible]ふるはして、

「ねゝッ、この腹の兒を今の中に……父さん、そ、そりや[illegible]いくら欲に目が[illegible]つた罪科も無い[illegible]相な事が能るもんですか、第一那樣罪深い事して御覽なさい[illegible]ばかりぢやない、お前さんまで[illegible]着なきやならない[illegible]をしたからつて[illegible]わ、お前さんも[illegible]



對星樓茶話

△朝鮮大臣の日本旅行は政權維持法の一なり、學部大臣李載崐と云ふ人は朝鮮一の物分り善き屈なれば、其の洗禮こそ見ものなり

△國家の大事を眼前に控へ乍ら首相故郷に歸る、是亦暴徒視察なりとす。

△暴徒視察者歸來報告して曰く到處天下大平、[illegible]無用なりと、視察者の[illegible]護衛あり、天下太平[illegible]知るべし。

△京城日報に相應して鐵[illegible]策の募集を廣告すべし、第一等賞は未來の統監、第二等賞は朝鮮次官、第三等賞は年末下賜金一万圓、第四等賞は[illegible]奏任三等、第五等賞は[illegible]●●●●一箇月京城日報購讀、斯くして妙案奇策出でずんば謝安を[illegible]濟の大任を與ふべし。

△[illegible]しものは花月の仲居[illegible]及ばざる幾等。

△[illegible]より土地收容地直し[illegible]亦た近く風雲來襲の虞あらん。

△暴徒の指揮者[illegible]あり、其一人は柳錫[illegible]其一人は許蔫なりと稱す、柳は[illegible]許はゴロの大將なり、[illegible]柳は京城以北に當る[illegible]りすれば奇獄大獄湧[illegible]

△光武夫人の光彩は趙重應君の奇才により[illegible]の奇略は朴榮吉君の[illegible]ミスンタクは李[illegible]目を演じ得べく、李[illegible]がすこと慶芥の如く[illegible]交際家なれども御主[illegible]閔元植と云ふ近來の[illegible]行して嚴俊源氏の養[illegible]城の婦人界には兎角[illegible]

紐育電報

損害賠償可決

桑港市參事會は一昨年同地に於て破壞せられたる日本人の料理店に對し損害賠償金四百三十弗を支拂ふべきことを決議せり

米國の太平洋防備

米國下院は二千八百萬弗の支出を可決し非律賓及び布哇の砲臺を築造することに決せり

東京電報

外相の辰丸事件報告

林外相は本日衆議院議員各派の代表者と會見し第二辰丸抑留事件交渉の顛末を報告し此の問題に關する英國の交渉に就ては[illegible]否認せり

鐵道買收公債交附

京釜鐵道買收に對する公債は六月三十日

東京電報

東宮殿下行啓

東宮殿下には四月四日東京御出發山口、[illegible]の爲め行啓被遊旨仰せ[illegible]

下附せらる可く分配額は現在株三十圓拂込濟みのものに對し公債額面三十九圓三十錢の割合なり

▲有栖川若宮御容体

有栖川若宮殿下の御容体は御手術後經過好しく日々輕快に向はせらる

▲辰丸の解放

第二辰丸は北京政府より廣東總督に訓令を發したる結果今明日中に解放さるべし

▲清國の間嶋派兵

清國政府は間島の守備として今回更に大官一名並に兵三百名を派遣せんとす(以上十七日午後發)

各地電報

▲兩大臣來着

本日午後三時李總理任内部兩大臣來着せり(十七日金泉發)

▲兩大臣歸期

李總理任内部の兩大臣は明十九日の急行列車にて歸京す(十八日金泉發)

▲學部大臣一行出發

學部大臣の一行は本日の聯絡船にて出發せり(十七日釜山發)

▲日本人暴徒に襲はる

昨日當地より山清郡德山に至り材木伐出し中なりし日本人五名暴徒約五十名に襲はれ辛ふじて逃れ來れり賊は韓人家屋二戸を燒棄したりと本日當地守備隊より曹長以下二十名警察署より日韓巡査四名急行す(十七日晋州發)

雜報

●安洞別宮の地均

太皇帝の宮殿として決定したる安洞別宮城擴張のことは曾て記したる如くなるが右擴張域内に在る民家の買收は二十二萬圓を支出して既に結了したるを以て一昨日より其地均らしに着手したり聞く所に依れば民家買收金及び今後建築に要する費用は全部太皇帝の手許より支出せらるゝ由なり

●拓殖案と伊藤公

東洋拓殖會社法案は成案全く成りて殘す所は伊藤統監の調印のみとなりたれば去る八日鶴原總務長官右成案を携へて統監を訪ひしに統監は以ての外の不機嫌にて自分は目下病氣中なれば右調印の如きは思ひも寄らずと刎付け終日酒を被りたる儘容易に承認を與へざりき然れば折角議會提出の運びと迄漕ぎ付けたる同案も之れが爲め完く腰を折られし模樣也

元來同案は各元老も政府も同意を表したる上にて組立てられたるものなれば今更伊藤公より故障を申立つべき餘地なきに似たれども其所が萬事感情の爲めに支配され居る仲間の事とて一度桂侯との關係面白からざるに至りしより一は韓國經營の大事業を桂氏一派の爲め獨占さるゝを恐れ一は伊藤公の腹案たる韓國銀行の設立と右拓殖會社とを同時に實行せん爲め目下の事情拓殖會社の成立は見合す方が得策なりとの名目の下に伊藤公自身前諾を翻すに至りしならんと信せらる尚伊藤公は一方韓人に内意を含めて大に反對の氣勢を擧げしめ一方列國の感情を云爲して大に發案者の氣勢を押へつゝある由

▲樞密院會議

樞密院會議にて無線電信、萬國聯合條約[illegible]せり(以上十八日發)

●北清初航船

日本郵船會社の北清[illegible]米二千八百牛莊揚白米五百天津揚白米百を積みて今朝大連に向ひ出帆する筈

●咸興丸の次航

大阪商船會社の咸興丸は從來一部御用船なりしが次航は全部陸軍[illegible]上陸となりて仁川港より鎭南浦に向ふ筈なるが其の復航に仁川に寄港せずして大阪に向ふ筈なりと云ふ

●會計主任會議終了

内部に於て開催中なりし鐵道沿線地方警察署同分署の會計主任會議は一昨日を以て終了し本日各任地に向つて出發せり

●駐韓師團兵敍勳期

日露戰役後引續き韓國に止まり警備の任に當り暴徒の鎭壓に從事し偉功ありたる駐韓第十三師團及び鎭壓のため同地に赴任したる小倉步兵旅團兵の勳功に對し論功行賞の御沙汰ある筈にて右は本年九月頃引揚後の由なれば十一月頃に至るべしと聞く

●仁川港灣浚渫請願

仁川會議所に於て仁川港灣修築の件については從來種々の調査を遂げ過日荻谷書記長上京の折も其筋を訪問して陳請する處ありしが昨日愈々内港水道浚渫の件を韓政府に請願すべく其斡旋方を宮木稅關長迄依頼したり

●部分林規則要點及其説明(續)(道家局長談)

部分林の收益分取の部合は出願者の申出に對し農商工部大臣之を決定す其制限は造林者の分收部合は十分の九を超ゆることを得ず即ち千圓の收益あるものなれば造林者は其内九百圓以上收得することを得ず日本の部分林規則に在ては造林者の分收部合は十分の八を超ゆることを得ず即ち千圓に對し八百圓以上收得することを得ざるを以て此點に於て韓國の規則は日本の規則に比して造林者に利すること多し、韓國の部分林規則第六條に部分林設定後天然に生育したる樹木は部分林の樹木と見做し分收することを得日本の規則にては部分林と同一の樹種は部分林の樹木と見做すも其他の雜木は純然たる官有の樹木なり此點に於て亦韓國の規則は日本の規則に比して造林者に利すること多し、日本の部分林規則には植樹準備又は手入の爲め部分林に耕作をなし得るの規定あれども常設の耕作地を設くることは許容せざるものと認めらる然るに韓國の部分林規則には其第十四條に於て造林者部分林に管理人又は看守人を置きたるときは部分林存續期間内部分林又の其接近國有森林山野に於て地域を限定し農商工部大臣の許可を得て百町歩に付一戸の割合を以て一戸に付き一町歩以内の耕作地を無料にて借受くることを得るなり即ち千町歩の部分林を設くるときは十戸の部落に十町歩の耕作地を設け得るの割合なり併し十町歩と云いて面積に其制限あるも戸數は其範圍入に於て十戸を超ゆるも差支なきは立法の精神と思料す部分林規則第十五條には造林者は左に記載する產物を採取するの權利を有すとあり其第一號第二號に記する處のものは敢て重要視するに足らずと雖とも其第三號は造林者に對しては頗る重要の問題なり第三號に記する所は即ち喬林植樹後伐期四分の一以内の年數に於て手入の爲め伐採する樹木及枝條とあり手入とは造林樹木の成育を助長せんが爲め植栽後或る年度(例へば拾五年)に達したるときは立木過密の場所に於て生長不良なるものを疏伐し又は枝條を刈拂ふて陽光及び空氣の透射を良くし殘木の生育を盛ならしめ且良木を造るを目的とし樹後幾年(例へば十年)毎に數回之を行ふを云ふ矮林は伐期短く且つ樹形の端正を要せざるが故に手入をなすの必要なし又伐期四分の一以内云々とあるは例へば茲に赤松の喬林を造り伐期を八十年とすれば植樹後二十年以内に於て行ふ手入伐採木は悉く造林者の專有に歸するを以て其收益を分收するを要せず、森林法第二十條に依り同法發布前國有森林山野に植樹の許可を得たるものは同法施行後一ヶ年以内に部分林の設定を農商工部大臣に請願し認證を受けざるべからず而して部分林規則第三十條には其手續を規定したるを以て之に該當するものは該せて該手續に依り部分林の認證を求めざるときは植樹許可は其効力を失ひ既植のものは無許可に國有地に植樹したるものなり自然官木たるに至る可し、部分林規則附錄の樣式に伐採同數とあるは例へば落葉松を造林し存續期間を百年とし伐期を五十年とすれば伐採後再び植樹して存續期間内に二回の伐株をなし得べし又櫟の如く伐期短く且萌芽作業を行ひ得べきものは一度植樹をなし置けば其後は造林費を要せずして存續期間内に數回の伐採をなし得べし(完)

●暴徒討伐情報(軍司令部着)

△寧越守備隊報告　討伐隊は二月二十九日奉化郡内に於て七名の賊を捕へ更に三月一日三涉郡内に於て約五十の賊に遭遇し約三時間戰鬪の後其二十を殪せり

△長淵守備隊報告　討伐隊は三月四日長淵西方約七里の快岸里東方約一里半の地に於て賊二を殪す

△忠州守備隊報告　韓國巡查隊の一部は三月六日江原道大和驛北方約一里の地に於て約四十の賊と遭遇し八名を殪し首魁以下三名を捕ふ

△報恩守備隊報告　討伐隊は三月十二日忠淸北道米院北方約二里磻岩附近に於て約六十の賊を討伐し三を殪し五を傷く

△振威守備隊報告　上等兵以下の斥候は振威守備隊西方約四里の地に於て十余名の賊に遭遇し六を殪し二を捕ふ

●特設巡査隊の報告

江原道東南方面に行動中たる特設巡查隊朴權兩警視よりの報告は左の如し

△朴警視の報告　三月六日より暴徒首魁鄭乘和の率ふる一團を追跡する事四日間にして九日午後一時琴當山に於て約四十名の賊に遭遇し猛烈に銃火を交へたりしも暴徒は山頂形勝の地に據り我は山腹不利の位置に在りて難戰苦闘約二時間にして之を擊破し潰走せしめたり此の戰闘に於て賊の遺棄せる死体八先鋒大將都砲將各一名及び匪徒七名を生擒す我に損害なし

△權警視報告　暴徒の首魁閔肯鎬を殪してより其の党與は首領を失ひ今方に去就に迷ひつゝあるを利用し歸順の勸誘をなすは最も機宜に適したるものなるを以て原州に於て歸順諭告書を作成し土民に頒ち匪徒に交附せしめつゝあり

●京城小學校改稱

居留民團立京城尋常高等小學校は來る四月一日より京城居留民團立第一尋常高等小學校と稱することゝなれり因に第二小學校は南大門保稅倉庫跡に設置せるものなり

●三憲兵百五十の賊を撃つ

三月十日午前九時楊州憲兵分遣所の上等兵堀田降太郎、二階堂安衞、民永淸の三氏が坡山及び高陽分遣所と連絡交通の爲め楊州を發し約三里の交通地點より約一里廣石面芝谷里東方の谷間を各約十五米突の距離をなし行進中午前十一時半頃突然左方なる約二百米突の山上より暴徒約百餘名現はれ猛烈なる射擊をなせしより堀田二階堂の兩名は直ちに馬を引返し後方約五十米突の禿山に登り射擊をなせしに暴徒は大聲疾呼五十米突計り前進せしより民永上等兵の許に集り三名とも進退谷りたるを以て極力應戰すること四十分間又もや右方の山上約三百米突の所に暴徒五十名許り現はれ猛烈に射擊するより三名は此兩敵に當り必死となりて應戰すること五十分にして左方の敵は大聲を發すること三回にして退却を始めたるより專ら右方の敵に向ひ突進射擊を加へしかば是又退却し敵の死者十五名我には負傷だもなけれど堀田上等兵は八十二發民永上等兵は八十五發二階堂上等兵は七十八發を費消し何れも彈藥の殘餘乏しきを以て進擊する能はず同地を引揚げ午後三時四十分歸所せりと

●熊谷民長の訓示

熊谷京城居留民團長は一昨日午後五時吏員一同を集め徵稅の心得居留民に對する接遇事務の整理及び服務に關する訓示をなせり尚ほ昨日は漢城病院に至りて醫員以下の職員を集め院内の規律患者取扱に關する訓示をなしたり

●民團基本財產購入

京城居留民團に於ては今回基本財產の購入をなす筈にて來二十三四日頃民會を開き協議する筈なりと

●仁川第二公園提議

仁川第二公園問題は過日の民會に於て委員附託となりたること既報の如くなるが此程既に該設計調査も終了したるを以つて明日の民會に提出さるべしと

●理事廳監獄署開署

永登浦に建築せられたる京城理事廳監獄署は此程竣成したるを以て來る四月一日より開廳し囚人を收容せらるゝ由なり同監獄は永登浦停車場より約十丁の小丘に在りて構造は最も完備し百六七十名の囚人を容るゝに足ると云ふ

●第二小學校參觀案内

今回新設したる南大門内の第二尋常高等小學校敷地及び設備に就き各新聞記者に參觀を案内したり

●開港二十五年祭の經過

仁川開港二十五年祭擧行の方法は既報の如くなるが該案は理事官の認可を得べく目下申請中なれば其筋の意見と理事者の意見と合致せば直ちに總會に附議し會長其他の選擧を行ひ着々進捗を取急ぐ筈なりと云ふ

●商船阪仁定期船廢止

商船會社にては大阪仁川間航路の近時損失のみにして收支相償はざる爲め從來の阪仁定期航路を廢し只臨時船をして仁川に寄港せしむる計畫なりといふ

●御用船便乘に就て

陸軍運輸部にては從來本邦内地及樺太、臺灣、關東、北淸等に至急の官用を以て往復する陸軍以外の官吏及び其屬員が便乘を依賴し來れば直に乘船せしめつゝありしが今回船積の一部に附することゝなりたれば四月一日よりの便乘者は所屬官衙の長官より證明書を下附せられたるものにあらざれば便乘せしめざることにせりと云ふ

●香阪法務院長視察

十八日午前十時二十分南大門發にて書記一名を從へ大邱、釜山、馬山、長崎、廣島、東京に出張視察の途に就かれたり右は例年開會せらるゝ司法官會議列席の爲めなるべしと云ふ

●兩警視の地方視察

内部警視兼書記官窪谷逸次郎氏は京義鐵道沿線地方の視察を命ぜられ昨日横矢主事神崎警部を從へ出發同警視兼書記官鶴岡永太郎氏は京釜鐵道沿線地方の視察を命ぜられ本月二十一日林田囑託金主事と共に出發の筈なり

●宮川渡瀨兩牧師入京

日本基督教會派の大阪教會牧師宮川經輝、同神戸教會牧師前京城學堂長渡瀨常吉兩氏が京城基督教の傳道應援の爲め來韓せらるべしとのことは既報せしが兩氏は愈よ昨日午後九時南大門着の京釜列車にて來着直ちに入京日の出町京城基督教會に投せられたり尚は兩氏は明二十日平壤に赴き二十三日歸京し二十四日は午後六時より本町座に於て公開演說を開き二十五日より二十八日まで京城基督教會に於て連夜說教を催さるゝ由

●仁川商況

阪地相場不相變不味なる爲め米豆の輸出振はず目下の蔵玄白の望手としては單に當用口並に軍用米を請負へる某精米場に過ぎず相場は過日來ヂリ\/下押しにて人氣一向引立たず高直に比する時は上玄米にて四五十錢下等物は五六十錢の下落を呈せり入津は相應にありて毎日の陸揚げ高三四千を下らざるべし大豆は安保合の成行を示せるが昨今入荷あるは重に長端太田方面の品なり牛皮は西濟の荒皮屋破綻せる餘波未だ全く沈靜するに至らず一般に仕入控への姿なるを以て輸出抄々しからず相場は依然安含みなるも本年は地方騷擾の爲め脊皮の出廻り狀况面白からず品薄の見込なる上に銀價も漸次引戻しつゝあれば此上の下落はなかるべしと一般に豫想せり籾は玄米安に連れて多少弛みたるやの觀あるも思惑筋の買物絶えざると賣方に於ても强て賣急がざる爲めか些々たる變動なく安模樣ながらも相當の値段を維持しつゝあり昨今は無毛の入荷多く昨日は忠淸道物六圓四十錢次品二十錢見當なりき小豆は赤黑とも入荷相應にあり取引も小口ながら滯りなく出來せる模樣なり

●明石憲兵隊長

昨朝平壤新義州附近へ向つて出張し來る二十三四日頃歸隊の筈

●[illegible]官上京

[illegible]長は昨日上京せり

●辭令

十八日附

任理事廳看守長八級俸下賜京城在勤を命す　休職關東都督府警部　力武竹一

公人私人

△木下國明(鎭海灣防備隊海軍大主計)同上

△武池正胤(同上)不知火館へ

●信夫理事官出張

仁川信夫理事官は豫定の如く本日光濟號に乘じ於青島、群山江景方面視察の途に就けり

●チェレット氏

京城基督教青年會總務チェレット氏及び書記金麟氏は一昨日の本紙に掲載するチェレット氏の記事に關し一昨日本社を訪問せられ長時間本社長と面談せりチ氏辭するに臨み社長に向て青年會に臨んで一場の講演を爲さんことを請へり米人の度量と外交は如斯ものなり

近事片々

▲近頃　ヨボの日人を馬鹿にすること甚し此狀態では迚も指導も啓發も出來るものか

▲其言　草が面憎ひ時間でも何でも搾韓國式に從ふと下層のヨボ迄が日人を輕蔑する

▲ヨボ　巡查までが是迄とは日人に對する態度異り驕傲不遜を極む此成行では心細し

▲終了　車夫迄が聞囓て韓國本位を振廻すに至ては統監政治も困た者だ根本矯正急務

▲懷柔　策も茲迄くれば仕方がない早く矯正せざれば救ふべからざるの難治に陷入る

▲名部　に任命されたる日官迄が一体にヨボ化し賄賂係の如きは殊に甚しと刷新急務

▲金儲　は草創の時代にありと儲主義で官吏となる爲に其弊ヨボに優るとは不埒千萬

▲斯く　總ての事がヨボ風に吹き靡かせられては半島經營の前途覺束なし革新急務也

▲埃及　に居る英人は埃及人に馬鹿にされず亦埃及化せられず當局虛心に省みよ

▲宮内　府官吏安永錫なるもの免官せられ憤慨して飲藥自殺なりと時々斯る硬漢あり

▲ヨボ　本位の裏面には此慘事あり痴態として看過すべからず研究に價ひすべき問題

▲惡賢　きヨボは此機に乘じて日人を馬鹿にし多少硬骨漢は毒を飲で憤死す妙な現象

▲拓植　會社の前景氣好きも何故か墮胎して暗から暗に葬られたとの評あり果て奥乎

▲國庫　の補助を受ることが原因なりと國費多端の折柄其議論もあらんが之は考へ者

▲可能　ばケチな根性を捨てゝ堂々民業として經營したきも現今日本の狀態では不可

▲滿韓　經營の急務を思へば拓植會社設立は必須なり何とか故障なく成立するを望む

▲會社　成立の上は無論起債すべけれど外資輸入を爲す其方法は大に考慮を要する也

▲會社　の事業を農事經營一方にするか他事業にも手を染むべきか研究すべき問題

▲半官　半民の事業は近くは灘鐵に依りて弊害のある所を經驗せり亦是れ省慮を要す

東京電報

▲東宮殿下行啓　東宮殿下には四月四日東京御出發山口、德島地方へ御巡學の爲め御啓遊の旨仰せ出だされたり

▲樞密院會議　樞密院會議にて無線電信、萬國聯合條約の件を審議せり（以上十八日發）

●北淸初航船　日本郵船會社の北淸初航船酒田丸は昨日仁川に入港し大連揚白米二千八百牛莊揚白米五百天津揚白米百叺を積みて今朝大連に向ひ出帆する筈

●咸興丸の次航　大阪商船會社の咸興丸は從來一部御用船なりしが次航は全部陸軍借上船となりて仁川港より鎭南浦に向ふ筈なるが其の復航には仁川に寄港せずして大阪に向ふ筈なりと云ふ

●京城小學校改稱　京城居留民團立尋常高等小學校は來る四月一日より京城居留民團立第一尋常高等小學校と稱することゝなれり因に第二小學校は南大門保稅倉庫跡に設置せるものなり

●第二小學校參觀案內　南大門內の第二尋常高等小學校は敷地及び設備に就き各新聞記者に參觀を案內したり

●明石憲兵隊長　……に向つて出張し來る二十三四日頃歸隊の筈

●會計檢査官……長は昨日上京せり

●辭令　十八日附

事實小說　花の根ざし（二）　栗栖庵主人

てゝは韓國で屈指の温暖なる三南の要港群山である。靜子が花崎次郎を突然に尋ねて來た家は、群山の草分とも云はるゝ横澤治兵衞と云ふ律義な爺の家である、治兵衞は群山がまだ開けぬ頃、少許の土地を買ひ置たのが、開港になつて價がでたるより思はぬ利益を得た、富めると云ふにはあらねども、店は雜貨など少し斗りならべて何不自由なく暮らして居る、次郎がこの地に渡航したるとき、この家の一間を借ることゝなり、爾來親身も及ばぬ同情もて世話せしなり。開港場居留地といへば、諸方からの寄り集ひで、利害の念强く、人情など藥にしたくもない、修羅の街と思ひきや、斯る情け深きものもある、靜子の如きまだ浮世の波風にもまれぬ清き乙女には尙更に懷しく思はるゝ、その連添のお婆さんも靜子の來たのは、老夫婦に取りては息子に嫁でも貰ふた樣に思はれて何となく老夫婦の面に喜びが溢れて居る。靜子もまた老夫婦を親の樣に……で、横澤の家は靜子の……和氣靄然として一……れぬ、靜子は全くこの……晩餐を畢へて四方山の話に……になき沈んだ調子で

「婆さん、花崎さん夫婦が、異個に私等が息子であり嫁であるならば、どんなに嬉しかろう、花崎さんのことと思ふときには、何時も彼の龍の野郎のことを思ひ出す。」と爺は何時になく老の涙を湛へぬ

「思ふまいと思ふても年頃の人樣を見るにつけ、今頃は何處を迂路つき廻るやらと不しかない」……「本當でございます。」と老婆も眼には涙……は寂寞としてきた、……かして、老夫婦を慰……とした顏、しまりた……、同情に滴てる聲

「御夫婦とも決して歎き玉ふな、たき、申す處によれば、今こそ氣の心得違ひにて家出なされしも、元來倜儻の性質、議にも惡に强きは善にも强し、迷の雲が晴れたその時は、どんな立派な人になるかわからぬ、今でこそ人から屁もひらぬ意氣地なしよ、いくぢもない……かわからぬ、僕はれ……世間のに……途は大に望がある……と說けば、爺も婆も慰められて、微笑が顏……何時も花崎に慰めれ……と

東門外暴徒詳報

「燒野の雉、夜の鶴で、毎晩寢てから遽さむど、龍介が花崎さんの樣であればと愚痴を溢します」實に親子の情として斯くあるべきである

●東門外暴徒詳報　十七日午前七時頃東大門外の三里の地點に約七十名の賊徒來襲せしかば我が憲兵之が討伐の爲め出張し終に之を擊攘せしは昨紙報導せる如くなるが今爰に憲兵本部よりの詳報を得たれば左に揭げん去る十六日午後三時頃約六七十名の暴徒一團となり揚州郡白石面陵村に集合し民家に闖入しては酒及牛鷄肉等を掠奪し亂暴狼藉を極め十七日拂曉他へ引揚げんとせる際我憲兵の一隊之が襲擊に向ひたる報を耳にせしかば暴徒等は驚き逃走せんとせしが是より先き我に於ては和野內憲兵曹長一小隊を卒ひて坡州郡廣灘面に出て同面右房里より山路を巡り以て賊背を衝くの計畫にて午前七時頃賊徒の集合地なる白石面陵村に至りしに約一千米突を距る古禮山の山中に當りて賊徒を發見せしより我は漸次接近して急射擊を加へんとせしも何樣樹木鬱蒼たる同山の事なれば濫りに發砲するも效なく寧ろ肉迫吶喊せんものをと一同勇進し約三十分間格鬪の擧數名を負傷せしめ一名を生捕せしが賊は巧みに山間を經廻り四散せしが我は尙ほも之を追擊せんとせしも山路の險惡に加へて樹木の遮るものあるを以て之を中止し鹵獲品及び屍體の處置等を爲し居りし際午前十時頃京城憲兵分隊附杉山少尉の一隊來りしより急遽一名の兵士を報告の爲め歸所せしめ新に三隊を作りて陣勢を構へ同山の後方より騎馬を捨て徒歩にて之を追擊せしに賊徒は揚州郡廣石面又は槐蔭里に出で積城方面に他は坡州方面に逃走せり因みに同郡白石面陵村附近の村民は一般に暴徒に便宜を與ふるの傾向ありと

●廣州の賊　三月十日午前五時賊二十七名（內二十一名は斷髮にして各洋銃を携へ六名は結髮にして火繩銃を携ふ）揚根郡方面より廣州郡草月面雙嶺里に來り住民を脅迫して喫食し午前六時上浦面梅谷を過ぎ龍仁方面に向へり又同日宣諭使利川郡守李吉榮は廣州郡樂生面板橋通過の際一行中の書記朴某賊に捕はれたるも辛じて免れたり

●賊將を殪す　一昨十七日午前七時頃高陽附近の陵村へ黄在五の率ゆる暴徒百名許現はれたるより高陽憲兵分遣所より直ちに出張して是れを擊退し副將方有福（三十九）外一名を殪し一名を生捕り武器彈藥地圖衣類等若干點を鹵獲せりと

●龍仁郡の火賊　十一日銃器携帶の賊十七名龍仁郡南谷面に入り十二日廣州郡に向け立去れり又十二日水余面に火賊二名侵入洞長南某を縛し金十圓を奪ひ逃走せりと

●學校增築請負入札　過日來委員に於て調査中なりし學校增築問題は愈々審議も了りたれば昨日民團役所に於て工　請負の入札を執行せり

●强盜逮捕　忠淸南道提川郡正面都長谷居金春植（二十六）は京城を徘徊し身分不相應の金錢を使用するにより逮捕取調たるに外二名の共犯者と倶に十二月二日夜仁川牛角洞米商崔永祚方へ拔刀を以て押入り金三十四圓外物品數點を强奪し引續き各所に於て强盜を働らしき事實自白せしにより取調の上十六日漢城裁判所へ送致せり

●南山の春色　窓にさす金烏の光り麗かにして袖吹く風もふはり／＼と暖かなれば南山の春光や奈何にと漂然杖を曳いて足の向ふに任せ旭町の方より登るに谿谷の氷は尙ほ未だ解けやらねど其所此所の溜り水よりは陽炎たちて繁れる松の林には小鳥の囀づり聞ねて其の聲我を呼ぶかとも想はるゝより急ぎ羊膓たる徑路を登れば何れの無風流漢ぞ棘なす鐵條網を道の左右に張り廻はしシカモ公園と記されたる標石を超ねて己が敷地內に廣く取り入れ居れるも憎らしき此の邊りに韓人ども寢轉んで日向暖りを爲しつゝあり其の呑氣さ追ふに韓人の本領を顯はせるものかと獨り嘘嘆して更らに步を進むれば茶亭には彼方此方の見晴らし能き所に椅子卓子など配置して掃除も爲し居れども未だ茶を汲む準備の整はぬと見ねて其のけはひも見ねず此のほど民團役所の手によつて作られたる亭も戶締りせられて未だ休憩所の用を爲さず博覽會場より移されし舞臺は塵埃に埋もれたり稻荷社には二三人連れの婦人が何事かぬかづきて願言述べつゝあり我に順耳風の耳あらば聞き取りて三面の種ともならんが斯る罪作らんも逃ろしければ大神宮の前に形式ばかりの拍手打ち鳴らして立ち去りぬ梅はまだ蕾だに含まず今日此頃は見るべきものとてもなければ金の儲からぬに不平ある商人、等級の上らぬに不平ある官吏、さては統監政治に慊焉たる居留民の人々此の地に至らば笑へる山鳴ける鳥の聲を聞きて多少の鬱氣を散ずることもあらん乎（一記者）

●騙騙の仕損じ　一昨十七日の午後七時頃大和町二丁目の飲食店花二三事軒原ハナ方へ威勢よく入り來る客あるより同店にては此の不景氣の中へよき掠鳥ござんなれと女將のハナは持ちたる煙管を投げ捨てお辭儀の百遍もして仲居酌婦を指揮し奧の一間に案內したるに此の客仲々の始末家と見ねて肴は一種にて充分なり酒は新酒でも濁酒でもよいとのことに夫れも客の好みに從ひ有り合せの水臭き酒を出して酌婦の吉村ハナといふが其の席に侍りちやほや取持つて梨の實なりと取りませうかと云ば梨は齒が惡くて食へぬ夏蜜柑は如何にといへば酸きものは嫌ひ然らば肉饅頭はと問へば夫れは大好物幸にこゝに拾圓紙幣を持つて居ればと一寸諭吉の肖像のあるものを出して示したが今晚は都合が惡いから明晚出換へて來る一寸淺さり騷いで歸らうと調子外れのさき節やら喇叭節やらを唄ふて時間を費し夜半の鐘に打驚きたる體にて急ぎ酒肴代を勘定させ僅に壹圓と聞きて是れは甚だ廉價每晚來てやるなど追從の百萬多羅を並べて壹圓を酌婦に渡し酌婦はこれを帳場に持ち行く客は一寸厠に行くとて立ち去り再び酌婦が來て見ると今此所に置いた拾圓入りの財布が無いとて騷ぎ廻はり憤の色をなして女將を呼びつけ酌婦等を赤裸體にしてまで檢査し僅かに先刻まであつた財布が此の室に於て無くなりしからには責任は此の店にある財布代はよしにしても在中の拾圓だけ賠償するか夫れが出來ぬとあれば新聞に廣告してもよいかと威丈高になつて脅迫せる其の素振りの何所となく怪まるゝよりハナは巡查派出所へ出頭し其の由訴へたるより巡查が出張して先づ其の客なる者に向つて嚴重に取調べに及ぶと財布を靴下の中に巧みに藏め居りて斯くは難題を持ちかけ拾圓を騙らんとせしもの〻如く此の横着者は廣島縣の生れにて目下花園町に住する大工職松浦松太郎といへる者なりしと

●果報な野郎　由來韓國下等民の習ひとして理不盡にも其の妻女とせるものに淫を鬻がしめ己れは長火鉢ならぬ温突に煙管をへては茫然と爲す事もなく日を送り居れるが爰に詩谷五十七統四號に居住せる金錫鉉といふのらくらものは八年前花香（二十）といふ女を百圓にて雇ひ入れ料理屋を開業せしが獨身の暮しの商事に就けて不自由勝にてソレに女も十八以上の顏を持ち居るところから落花の情小當りに當つて見しに流水亦心ありしと見ね爰に公然夫婦と成り濟ませしがサテ此男元來非常に慾が深く客商慳貪の性とて可愛き筈の女房に淫賣をさせては嫖客の金を絞り上げ而も自分は朝から晚迄酒浸りとなりて暮し居る有樣なるより女房も近頃に至りては何うやら夫の怠け者なるに呆れ果て這んな男に便々と連れ添ひ居りては行末何んな目に逢ふやも知れずと今の中に夫婦別れを爲すに如かずと或る日夫に向ひ自分も八年の長き間辛い商賣をして辛抱し居るも固はと云へばみんな貴郎の爲めソレに貴郎は何うおもふてか日がな一日酒浸り幸ひ玆に客から貰ひし祝儀やら枕代の賦割等の貯蓄しある金積り積つて四百圓あるに依り此の金を手切れ金として貴郎に渡しソレで奇麗薩張り夫婦別れを爲したしと談合せしに男は却々承知せず前はソレにて結構ならんも後に殘りし俺の身は何うして明日から活計を立て行くかウン判つた此の尼俺に飽が來たのだなと言ふや女房の髮を引つ捕へて撲ち打擲せしより女も口惜し淚に搔き暮れ其の旨銅峴分署に訴へ出でしかば警官は早速金を喚び出して其不心得を諭し女房の希望通り四百圓の金を同人に與へて無事夫婦の緣を切らしめたり

●名を騙つて品を徵す　美洞に淸國人王新川といへる者の雜貨店あり其の附近なる韓人の孫壽永は旣に久しく是れと取引をなし居りて壽永の名刺さへ携へ行けば新川は何程の品にても渡すこととなるが爰に何者の所爲にや此の程壽永の名刺を持つて新川方に至り代價二十一圓ばかりの品を詐取せし者あり夫れは通帳の記入によつて壽永が知りたるが爰に金升鎭といへる者其の名刺を携へたる者の顏を見たりといへるより扨は其の曲者こそ貴樣の連累にはあらずやとて責め問へども莫迦なことを言ふなと刎ねつくるより昨日三人同道にて銅峴分署に出頭せしが其後如何せしやら

●韓人の喧嘩　一昨十七日午後八時頃旭町一丁目に於て會洞七十四統四戶朱寅珠（四十）と水閣橋の林漢甫（二十）の兩名が似合はぬ大喧嘩をなし居りし所へ日本巡查が通りかゝりて引分けたるもの〻如何なる理由なるか其の言語が巡查に不通なりし爲めに兩名を連れて警察署へ歸りたり

●迷子　一昨十七日午後七時五十分頃大貞洞に於て四歲位の韓女迷子となり居たりとて或者が會洞巡查派出所へ連れ來りしが間もなくして金德なる者の子なること發見したりと